

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（経済産業省）

制度名	住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置			
税目（条文番号）	贈与税（措 70 条の 3、措 70 条の 3 の 2）			
見直しの内容	<p>住宅の取得又は増改築等のための金銭の贈与を受けた際に、通常の相続時精算課税制度の非課税枠 2500 万円に 1000 万円を上乗せするとともに、65 歳未満の親からの贈与についても相続時精算課税制度の適用対象とする特例のうち、1000 万円の上乗せ部分を廃止し、65 歳未満の親からの贈与の特例について適用期限（平成 21 年 12 月 31 日）を 2 年間延長する。</p> <table border="1" data-bbox="1015 869 1489 965"> <tr> <td data-bbox="1015 869 1222 965">増収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1222 869 1489 965">4,045 百万円</td> </tr> </table>		増収見込額 （平年度）	4,045 百万円
増収見込額 （平年度）	4,045 百万円			
廃止又は縮減の理由	<p>相続時精算課税制度の本特例について、非課税枠 1000 万円の上乗せ部分については利用率が低いことから縮減する。</p> <p>一方、65 歳未満の親からの贈与に関する特例部分については、利用率が高いことから、親世代の資産を有効に活用し、若年世代の住宅取得を促進するという本特例の目的にかんがみ、65 歳未満の親からの贈与の特例についてのみ延長要望を行う。</p>			